



議案第十三号

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の
一部改正について

次のとおり三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、
本議会の議決を求める。

昭和六十年三月十一日

三朝町長 松村 喬 成

昭和六拾年参月廿参日 原案可決

三朝町議会議長名越典由

三朝町条例第 号

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の
一部を改正する条例

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第三十号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第十二条関係）

階級	年報額
団長	一〇三、〇〇〇円
副団長	四四、〇〇〇円
地区団長	四四、〇〇〇円
地区副団長	四二、〇〇〇円

地区本部長	分団長	副分団長	班長	副班長	団員
三〇、五〇〇円	一六、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	一一、〇〇〇円

別表第二中「三、一〇〇円」を「三、二〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、昭和六十年四月一日から施行する。